

温泉水供給管妨害排除及び原状回復等仮処分命令申立書

2011年（平成23年）6月 日

大分地方裁判所日田支部 御中

債権者代理人弁護士 前田 豊
同 弁護士 島村 洋介

当事者の表示 別紙当事者目録（一）ないし（四）記載のとおり
(但し、そのうち御庁平成23年（ヨ）第1号事
件と重複するものは除く)

物件の表示 別紙物件目録1ないし3記載のとおり
物件目録1 源泉地
物件目録2 タンク室敷地
物件目録3 本管切断場所

温泉水供給管妨害排除及び原状回復等申立事件

仮処分により保全すべき権利

- 1 温泉水供給管の本管の共有持分権
- 2 温泉水供給管の止水栓の所有権

第1 申立の趣旨

- 1 債務者中央農林は、本決定後3日以内に、別紙債権者目録（一）記載の債権者らのため、「桃李苑」内の別紙物権目録3の(1)ないし(3)記載の土地内の別紙図面中【×1】、【×2】及び【×3】で表示された温泉水供給管の本管切断部分を、耐熱配管用ソケット及び耐熱塩化ビニール管を用いて修復し、切断前の原状に回復させなければならない。
- 2 債務者中央農林は、別紙債権者目録（一）記載の債権者らが、自ら又は第三者をして、「桃李苑」内の別紙物権目録3の(1)ないし(3)記載の土地内の別紙図面中【×1】、【×2】及び【×3】で表示された温泉水供給管の本管切断部分を耐熱配管用ソケット及び耐熱塩化ビニール管を用いて修復し原状回復するときは、これを妨害してはならず、当該修復作業をする間、別紙物権目録2の(8)の記載の土地の温泉水道施設から当該作業場所への温泉水の送水を一時停止させなければならない。
- 3 債務者中央農林は、本決定後3日以内に、別紙債権者目録（二）（三）記載の債権者ら（武内憲一を除く）の土地内に設置された温泉水供給管の止水栓に被せた閉栓キャップを撤去しなければならない。
- 4 債務者中央農林は、別紙債権者目録（二）（三）記載の債権者ら（武内憲一を除く）が、自ら又は第三者をして、同人らの土地内に設置された温泉水供給管の止水栓に被せられた閉栓キャップを撤去することを妨害してはならない。
- 5 債務者中央農林は、別紙債権者目録（一）（二）（三）記載の債権者らのため、あらゆる場所の温泉水供給管の本管又は支管を切断し又は封印してはならず、また債権者らの土地内に設置された温泉水供給管の止水栓及び量水器の機能を損なう一切の措置を探ってはならない。

第2 申立の理由

1 侵害行為

(1) 債務者中央農林（以下、中央農林という）は、平成23年4月12日、「桃李苑」の温泉水供給管の本管を、別紙物件目録3の(1)ないし(3)の3カ所にわたって、強行的かつ暴力的に切断した（甲26の1ないし3。甲29）。

これによって、切断箇所で流れが途絶し、切断箇所より下流には温泉水が流れなくなった。別紙の「『桃李苑』本管配置図及び本管切断箇所」記載のとおりであり、別紙物権目録3記載の(1)ないし(3)記載の土地内に埋設された本管を、【×1】【×2】及び【×3】の3カ所で切断した。これによって、同図面の赤で彩られた本管は流れが途絶えた。

(2) 債権者目録（一）記載の債権者らは、別紙一覧表記載のとおり、全員「桃李苑」に別荘地を有し、建物を建てている。

同債権者らは、別紙一覧表記載のとおり、全員150万円の温泉水道施設負担金（譲渡金）を支払って、源泉地及びタンク室敷地の共有権を購入し、温泉水道施設の共有権を購入したものであり、温泉水道施設である温泉水供給管の本管を共有するものである。

しかるところ、中央農林が【×1】【×2】及び【×3】の3カ所で本管を切断したため、債権者目録（一）記載の債権者らの共有権が侵害され、本管は切断され、温泉水を供給する機能を喪失した。

(3) 加えて、債権者目録（一）の一部債権者らは、中央農林に管理費を先払いしているのに、本管を切断され、温泉水を供給する機能を喪失させられている。

すなわち、債権者目録（一）の債権者番号6の吉井昭弘は平成23年10月分までの管理費を中央農林に支払い、同13の宮原弘子は平成23年11月分までの管理費を支払い、同15の濱崎哲也は平成23年4月までの管理費を支払い、同17の有森義則は平成23年5月

分までの管理費を支払い、同22の光瀬栄子は平成23年5月分までの管理費を支払っている。従って、上記の債権者は、管理費を支払っていたのに、中央農林の一方的な本管切断行為によって本管の共有権を侵害され、（光瀬については大本の供給設備の遮断行為によって）、温泉水を利用することができなくなった。

- (4) 債権者目録（二）（三）記載の債権者らは、別紙一覧表記載のとおり、全員、「桃李苑」以外の別荘地に別荘地を有し、建物を建てている。

同債権者らは、別紙一覧表記載のとおり、全員150万円を支払い、本管を含む温泉水道施設の共有権を取得している。

温泉水供給管は、別紙平面図及び断面図記載のとおり、本管から支管を立ち上げ、量水ボックス内の止水栓と量水器（メーター）に接続し、建物に温泉及び水道を引き込むという仕組みになっている。支管から先は各別荘地所有者が個別にお金を負担して購入した単独所有物であり、量水ボックス内の止水栓と量水器（メーター）は別荘地所有者の単独所有物である。

- (5) 中央農林は、平成23年4月25日、同30日、債権者目録（二）の債権者らの単独所有物である止水栓に、止水したまま閉栓キャップを被せ、単独所有物である止水栓の機能を妨害した。中央農林は、閉栓キャップで封印したあと、閉栓キャップの穴を塞ぎ、止水栓を使えなくした（甲39。甲40）。

これによって、債権者目録（二）の債権者らは、その所有する、温泉水の供給路を開閉する止水栓の機能を妨害されている。

- (6) また、中央農林は、その後、同様に、債権者武内憲一を除く債権者目録（三）の債権者らの止水栓に、閉栓キャップを被せた。

- (6) 加えて、債権者目録（二）の一部債権者らは、中央農林に管理費を先払いしているのに、止水栓を封印切断され、温泉水を供給する機能を喪失させられている。

すなわち、債権者目録（二）の債権者番号28の高村文子は平成23年6月分までの管理費を中央農林に支払い、同38の白谷正子は平

成23年9月分までの管理費を支払い、同42の羽野和博は平成23年5月までの管理費を支払っている。従って、上記の債権者は、管理費を支払っていたのに、中央農林の一方的な封印行為によって止水栓の所有権を妨害され、温泉水を利用できなくなっている。

2 被保全権利

(1) 温泉水道施設の共有権

① 温泉水道施設譲渡書と150万円の譲渡代金

債権者らは、別紙一覧表記載のとおり、販売会社に対して、温泉水道施設負担金として150万円を支払い、温泉水道施設の共有権を譲り受けた。

平成13年までは、温泉水道施設の契約関係を直接示す文書はなく、温泉水道施設が集中するタンク室の敷地が共有登記され、中央農林との管理委託契約書において温泉水道施設が共用施設として契約されていた。

平成13年の後半以降、売買契約時に「温泉水道施設譲渡書」(一例として甲33の1ないし25)が交わされ、各自150万円の譲渡代金の支払によって温泉水道施設の譲渡を受ける旨の契約が結ばれた。平成13年前半以前にはそのような「温泉水道施設譲渡書」は交わされていないものの、契約関係は同様である。

この温泉水道施設負担金は、別紙一覧表記載のとおり、別荘地の分譲地代金とは別である。

この温泉水道施設負担金150万円の支払により、債権者らに源泉地、源泉地内の汲上げ動力(水中ポンプ)、タンク室敷地、タンク室内の温泉水道施設、及び源泉地から各別荘地まで延びる配管設備一切が譲渡され、別荘地所有者の共有となった。

温泉水道施設負担金は、合計すると。1件150万円に660名を乗じ、総額9億9000万円となり、巨額である。それは、源泉地、タンク室の敷地の購入、源泉地の掘削費用、汲上げ動力(水中ポンプ)、タンク室内のタンク、ボイラー、加圧ポンプ、配管など、

全ての温泉水道施設の費用を賄ってもおつりが来るほど巨額なものである。逆にいえば、9億9,000万円も集めてタンク室の敷地のみの売買ということなら、それは暴利行為であり、公序良俗に反するというべきである。初めから150万円でタンク室の敷地のみの共有登記という説明であれば、誰もが高過ぎて二の足を踏むと考えられる。

また、その後も、維持管理だけでなく、補修や交換を含めて、全て全ての温泉水道施設が別荘地所有者の管理費によって賄われている。

いわば、別荘地所有者の費用で全ての温泉水道関連施設が運営されているのであるから、温泉水道施設が別荘地所有者らの共有に属すると考えることは自然である。

また、逆に、温泉水道施設が中央農林に属するとの契約も存在しない。販売会社の所有であるかといえば、そうでもない。既に販売会社は、宝林を除き全員廃業していて、実体がない（甲9）。

② 温泉水道施設の構造

温泉水道施設の構造は、甲7の1, 2, 甲41, 甲42のとおりである。

(ア) 立面図

タンク室内の温泉水道施設の立面図は、甲7の1のとおりである。

源泉地には地下441ないし551mまで掘削され、地下108ないし120m付近に水中ポンプが設置されて、電力で揚湯される。

揚湯された温泉は、タンク室に設置された温泉貯湯タンクに入り、加圧ポンプにより給湯管を通って各別荘地に送湯される。

(イ) 平面図

タンク室内の温泉水道施設の平面図は、甲7の2のとおりである。以下、図にしたがって詳細を述べる。

（甲7の2平面図1頁）

1586-2の源泉地(一), 1588-4の源泉地(二)及び1588-5の源泉地(三)の3つの源泉から採取された温泉は, 1586-5のタンク室(2)で各温泉用貯湯タンクに入り, 加圧ポンプで給湯管を経由して, 第1のブロックの八景台, 香蘭台, 游覧台へ送湯されるとともに, 2973-2のタンク室(7)に送湯されてそこから加圧ポンプで彩香の森, 游覧台に送湯される。

温泉の温度を上げるために, 加熱用ボイラーが設置されている。

(甲7の2平面図2頁)

3095-4の源泉地(四)から, 3095-3のタンク室(3)を経由して3095-5のタンク室(4)に送湯され, 加圧ポンプで給湯管を経由して, 第1のブロックの美山舟石台及び彩香の森に送湯される。

温泉の温度を上げるために, 加熱用ボイラーが設置されている。

(甲7の2平面図3頁)

2965-2のタンク室(1)では, 1586-2の源泉地(一), 1588-4の源泉地(二)及び1588-5の源泉地(三)から貯湯タンクに送湯され, 加圧ポンプで給湯管を経由して, 第1のブロックの八景桜台, 八景台, 桃ノ木台, 景泉の田舎, 游湯村等の別荘地に送湯される。

温泉の温度を上げるために, 加熱用ボイラーが設置されている。

(甲7の2平面図4頁)

643-3のタンク室(8)では, 645-2の源泉地(六)から貯湯タンクに送湯され, 加圧ポンプで給湯管を経由して第2のブロックの桃李苑と桃李温泉台に送湯される。

1988-3のタンク室(9)では, 1987-1の源泉地(七)から貯湯タンクに送湯され, 加圧ポンプで給湯管を経由して, 第3のブロックの八景苑と香葉台に送湯される。

水道も同様である。

③ 附合

源泉地からの給湯管は地下に埋設され, 地下を通ってタンク室敷

地に入り、タンク室敷地の中で地上に露出し、タンク室内のタンクの上部からタンクに温泉水が充填され、これに加圧されて再びタンク室の敷地の中で地下に埋設され、タンク室敷地外は給湯管の本管が地下に埋設されて、各別荘地の敷地まで本管が地下を通っている。そして、各別荘地で地下から地上に立ち上がり、そこで本管から支管に接続されて各別荘地に行く仕組みである（甲7の1，2，甲41，42）。

すなわち、温泉水道施設のうち、給湯管は、ほとんど、地下に埋設され、タンク室、道路及び専有地と一体化している（甲7の1，2。甲6，甲41，甲42）。そこで、コンクリートを壊さないと給湯管を取り出すことができないので、給湯管は、タンク室、道路及び専有地と附合している（民法242条）。タンク室においては、タンク室の敷地と給湯管が附合し、両者は民法242条によりタンク室の敷地の所有者に属する。すなわち、タンク室の共有持分を有する債権者ら別荘地所有者が、給湯管の共有持分権を有する。中央農林は権原によって附属せしめているわけではないので、中央農林が給湯管を私的に所有するわけではない。

同様に、水道管も共有であり、中央農林が私的に所有するわけではない。

④ 温泉水道施設の共有

上記のとおり、温泉水道施設は各ブロックの間では独立しているが、複数の源泉地と複数のタンク室がある第1のブロックでは、5カ所の源泉地と7カ所のタンク室のタンクが相互に連結され、総合的に一体として給湯及び給水のシステムを構築している（甲7の1，2）。

また、タンク室の中には、貯湯及び貯水用のタンクが据えつけられ、そこから地下に給湯管及び給水管が配管されて送湯及び送水する仕組みであるから（甲6。甲7の1，2），上記のとおり、給湯管及び給水管の温泉水道施設はタンク室の敷地と附合している。

また、そうでなくとも、タンク室内の温泉水道施設は、タンク室

の敷地と同一の所有権利関係にある。

そこで、給湯管・給水管の附合はもとより、タンク室内のタンクその他の温泉水道施設も、敷地と同様に、別荘地所有者の共有であると考えるのが合理的である。

別荘地所有者が150万円の温泉水道施設負担金を支払ったのも、源泉地及びタンク室の敷地を共有するとともに、源泉地から別荘地までの温泉水道施設を共有し、もって安心して温泉権を確保するためであった。

さらに、管理委託契約書でも、温泉水道施設が共用施設であるとの立場をとっており、この共用施設であるということは、温泉水道施設が別荘所有者の共有であることを示している。

これに対し、中央農林は、温泉水道施設は中央農林の所有であると主張しているが、中央農林は、別荘地所有者の管理費に収入の全てを依存する会社であり、管理受託のための会社であるから、中央農林が温泉水道施設の所有権を有すると言う主張は、何ら根拠のない主張である。

なお、管理委託契約書では、源泉地の「汲み上げ動力」すなわち水中ポンプについても、街灯の水銀灯などと同じく「共用施設」とされており、源泉地の水中ポンプが共用施設で、別荘地所有者の共有であることが示されている（甲21の1ないし14）。

のみならず、源泉地の共有権については本案訴訟で係争中であるが、販売チラシ等により源泉地及び温泉施設等の敷地は共有登記とする旨が明記されており、また、⑥項で後述のとおり、平成22年5月に中央農林が出した文書でも源泉地を共有登記とすることが保障されている旨を述べているのであるから、源泉地は共有であり、源泉地に設置された水中ポンプや揚湯管などの温泉施設も、特段の契約や規約がない限り、源泉地の所有関係と同じく共有である。

管理委託契約書の趣旨については、改めて次項で説明する。

⑤ 管理委託契約書（甲21の1ないし14）

中央農林と別荘地所有者らとの間の管理委託契約書からも、温泉

水道施設が別荘地所有者の共有であることが明らかである。

管理委託契約書では、管理会社は、次の業務を行うこととなっている（温泉水道に関するものだけを記載する）。

- ・水道・温泉施設の保守、点検、運転、調整、清掃、消毒
- ・温泉。水道メーター器の検針

管理委託契約書では、別荘地所有者が支払う管理費は、敷地及び共用部分等のうち、通常の管理に要する次の費用に充当するようになっている（同じく温泉水道に関するものだけを記載する。下線は債権者ら代理人がつけた）。

- ・水銀灯、水道・温泉の汲み上げ動力等の共用施設の保守費及び運転費
- ・共用施設の電気料（専有部分を除く）
- ・温泉タンク保温費
- ・水道・温泉施設及び本管までの専属業者によるメンテ契約料
- ・水道・温泉施設等の設備機器の破損等による補修費用
- ・共用部分の公租公課
- ・その他敷地及び共用部分等の維持管理に関する一切の費用

管理委託契約書は、全てが以上のように詳細な記載になっているかといえば、そうではなく、販売の早期にあたる一部の債権者に関しては、簡単な「管理規約及び協定書」があるのみであり、それには中央農林の管理業務は次のように記載されている（同じく温泉水道に関するものだけを記載する）

- ・水道施設、樹木の管理（但し、水道は建築時とする）
- ・施設の保守管理その他設備等に関する一切の業務
- ・温泉給湯量は、月当り 6 t を無料とし、それを越えるものは、1 t 当り 1,000 円が加算されます。また、10 t を越える場合は、管理者と協議するものとします。

簡略型の契約書では、管理費の使途は次のようになっている。

- ・施設維持管理費用は、1 区画当り土地のみ年額 40,000 円也

・管理地内の設備等に対する電気料金は管理会社が管理費の内
より支払う

このように、中央農林との管理委託契約でも、源泉地に設置された温泉水道の「汲み上げ動力」（水中ポンプ）は共用施設とされ、その他、水道、温泉施設等の保守費、運転費、保温費、メンテナンス料、補修費用、公租公課その他一切の費用が管理費から支出される仕組みである。

もとより、中央農林は、別荘地所有者からの管理費でまかなわれている会社であり、管理費で全ての共用施設や共用部分の維持、管理、補修、公租公課の支払を行っている。

そして、中央農林が、温泉水道施設等の共用施設や共用部分を私的に所有すると記載した文書その他の証拠は存在しない。

ここで、「共用施設」の解釈の参考のため、「建物の区分所有等に関する法律」を参照すると、共用部分は共有とされており（11条），管理者が共用部分を所有することができるるのは規約に特別の定めがあるときとされている（27条）。

共用施設や共用部分は、「建物の区分所有等に関する法律」をも参考にすると、特段の取り決めがない限り、共有と解される。上記のとおり、温泉水道施設に関し、それが中央農林の所有になることを規定した文書その他の証拠はないから、温泉水道の汲み上げ動力（水中ポンプ）、タンク室のタンク、給湯管、給水管等の温泉水道施設から本管までの共用施設は共有であると解される。全ての維持管理費用が別荘地所有者からの管理費でまかなわれる仕組みであることも、そのことを裏付けている。

⑥ 源泉地の共有

源泉地は共有である。

本訴で中央農林は、そのことを争うが、中央農林は、訴訟外では、源泉地の共有登記が売買の条件になっていることを公に認めている。

すなわち、平成22年5月4日別荘地所有者に郵送された「株

中央農林からのお知らせ」という文書において、中央農林代表取締役植松謙二は、次のように述べている。

「全国の温泉付き管理会社と当社の経営内容と比較検討しておりますが、当社が、特に契約内容が劣っていたり管理状況がざさんであるなどという事柄についてのご批判は受けるものではなく、むしろ他社から比べてもかなりオーナー各位の権利を保障している内容と自負しております。一例をあげるならば、（温泉）源泉部分の共有登記などは、他社には殆どあり得ない条件なのであります」（甲43）。

このように、中央農林は、別荘地所有者に対して、「（温泉）源泉部分の共有登記」が条件になつていて、源泉地の共有を認めている。

本件別荘地販売では以前から販売者側が購入者を欺くことがあつた。

その一例は、販売チラシの物件概要に「源泉地及びそれに付帯する施設等、敷地は各自共有登記になります」とうたつて顧客を呼び込みながら（甲21の14物件概要・負担金欄），いざ蓋を開けてみると、登記されたものは源泉地の共有登記ではなく、タンク室の敷地の共有登記のみであったことである。購入者に交付された温泉証書（甲23の1，2）では、大分県日田郡天瀬町大字塚田字川井迫1586番5の土地が「泉源地」と表示されていたが、実はその土地はタンク室敷地（別紙物件目録2の(2)）であった。購入者は、その土地が源泉地と信じて疑わなかった。このように購入者にはわかりにくいタンク室敷地を「泉源地」と偽る商法が販売当初から存在していた。その温泉証書は、温泉管理者の中央農林が発行したものである（甲23の1，2）。

販売チラシの広告からすれば、当然、タンク室の敷地だけでなく源泉地も共有登記をしなければならないが、タンク室の敷地のみを共有登記して購入者を欺いてきた。

温泉水道施設が中央農林の所有であるとの主張は、これと趣旨

を同じくする主張である。

(2) 止水栓の単独所有権

温泉水供給管の本管までは共有であるが、本管に接続される支管は各別荘地所有者が設置する単独所有物であり、支管に設置される止水管も各別荘地所有者が設置する単独所有物である。

この点は、中央農林も認めている。

(3) 本件の被保全権利

債権者らの被保全権利は、本管の共有権と、止水栓の単独所有権である。それは、債権者らが150万円を支払って温泉水道施設の譲渡を受け共有となったことからくる本管の共有権、及び、債権者らが自費で本管から支管を立ち上げ、それに止水栓と量水器を購入して支管に接続したことからくる止水栓の単独所有権である。

被告らには、「各自共有登記になります」とうたった広告責任があるように、また、代表取締役植松謙二名で別荘地所有者に郵送した文書でうたった源泉部分の共有登記を実現する責任があるように、本管の共有権と止水栓の単独所有権への侵害をやめ、速やかにこれを原状に回復する義務がある。

3 緊急性及びまとめ

中央農林の本管切断及び止水栓封印は、債権者らの共有権や単独所有権を否定するものであって、その行為態様も有無を言わさず切断し、又は封印するという、暴力的なものである。

また、裁判所における暫定合意の最中であったことを考えると、裁判制度を軽視した無謀なものとしか言いようがなく、法の支配が軽視されていると言わなければならない。このまま放置するときは、無謀な自力救済を容認することになるだけでなく、半永久的に本管の共有権が害され、止水栓の単独所有権が害されることになる。債権者らは日常的に風呂が使えなくなり、住居の機能が阻害される。

中央農林がそれを正当なものと認められたと考えて、さらに止水栓や量水器を封印するなどして被害を拡大する道を進んでいけば、無法がは

びこり、全体として取返しのつかない損害を被ることになる。

従って、現在いまここで、中央農林に対し、緊急に修復して、まずもって原状に回復させる必要がある。

もし、中央農林がそれをしないならば、債権者らに共有物や単独所有物を修復することを許し、その修復工事を中央農林に妨害させないようにする必要がある（債権者らが修復工事をするときは、温泉水が噴き出さないよう、その時間中は、温泉水の供給を停止させる必要がある）。

さらに、今後もなお、別の形で、別の別荘地所有者にも共有権侵害や所有権侵害を行う可能性が考えられることから、中央農林に、それをしないよう妨害排除を求める必要がある。

4 なお、以上のほか、御庁平成23年（ヨ）第1号事件における申立書、主張書面(1)ないし(4)に記載された事項で、本件事件に共通するものはこれを援用し、甲号証についても本件と共通なものについて全部援用する。

以上

当事者目録 (一)

債権者

番号

1	〒877-0112 大分県日田郡天瀬町本城 [REDACTED]	債 権 者	櫛木昭信
2	〒877-0112 大分県日田郡天瀬町本城 [REDACTED]	債 権 者	辻 祐喜
3	〒838-0017 福岡県甘木市千手 [REDACTED]	債 権 者	井上悦文
4	〒988-0081 大分県日田市清岸寺町 [REDACTED]	債 権 者	中山智章
5	〒805-0001 北九州市八幡東区荒手 [REDACTED]	債 権 者	豊見本長栄
6	〒807-0835 北九州市八幡西区東折尾町 [REDACTED]	債 権 者	吉井昭弘
7	〒877-0112 大分県日田郡天瀬町本城 [REDACTED]	債 権 者	岡本文子
8	〒805-0034 北九州市八幡東区清田 [REDACTED]	債 権 者	近田孝之
9	〒819-0165 福岡市西区今津 [REDACTED]	債 権 者	木下久美子
10	〒811-3219 福岡県福津市西福間 [REDACTED]	債 権 者	井原康喜
11	〒830-0112 福岡県久留米市三潴町 [REDACTED]	債 権 者	西田泰治
12	〒840-0851 佐賀県佐賀市天祐 [REDACTED]	債 権 者	森山早苗
13	〒830-1105 福岡県久留米市北野町 [REDACTED]	債 権 者	宮原弘子
14	〒816-0931 福岡県大野城市筒井 [REDACTED]	債 権 者	中島明子
15	〒811-0204 福岡市東区奈多 [REDACTED]	債 権 者	濱崎哲也
16	〒849-0934 佐賀県佐賀市開成 [REDACTED]	債 権 者	鈴木守夫

17 〒811-2232 福岡県糟屋郡志免町別府西 [REDACTED]
債 権 者 有森義則
18 〒807-0071 北九州市八幡西区上の原 [REDACTED]
債 権 者 鬼塚茂利
19 〒800-0221 北九州市小倉南区下曾根新町 [REDACTED]
債 権 者 大田悦子
20 〒814-0163 福岡市早良区千隈 [REDACTED]
債 権 者 羽田英貴
21 〒811-4152 福岡県宗像市武丸 [REDACTED]
債 権 者 村田重勝
22 〒840-0055 佐賀県佐賀市材木町 [REDACTED]
債 権 者 光瀬栄子
23 〒816-0963 福岡県大野城市宮野台 [REDACTED]
債 権 者 渡邊成昭

当事者目録 (二)

債権者

番号

- 24 〒800-0253 北九州市小倉南区葛原本町 [REDACTED]
債 権 者 井 武志
- 25 〒877-0111 大分県日田郡天瀬町五馬市 [REDACTED]
債 権 者 原野一男
- 26 〒877-0111 大分県日田市天瀬町五馬市 [REDACTED]
債 権 者 関口トモミ
- 27 〒818-0041 福岡県筑紫野市上古賀 [REDACTED]
債 権 者 鹿野絃史
- 28 〒807-0112 福岡県遠賀郡芦屋町 [REDACTED]
債 権 者 高村文子
- 29 〒816-0981 福岡県大野城市若草 [REDACTED]
債 権 者 島田和幸
- 30 〒830-0048 福岡県久留米市梅満町 [REDACTED]
債 権 者 中尾康行
- 31 〒877-0111 大分県日田市天瀬町 [REDACTED]
債 権 者 高橋清人
- 32 〒841-0031 佐賀県鳥栖市鎗田町 [REDACTED]
債 権 者 中山充孝
- 33 〒839-0841 福岡県久留米市御井旗崎 [REDACTED]
債 権 者 谷村修三
- 34 〒818-0014 福岡市城南区樋井川 [REDACTED]
債 権 者 佐藤英美子
- 35 〒870-0804 大分県大分市御幸町 [REDACTED]
債 権 者 工藤栄治
- 36 〒818-0014 福岡県筑紫野市牛島 [REDACTED]
債 権 者 安田典子
- 37 〒811-2125 福岡県糟屋郡宇美町 [REDACTED]
債 権 者 吉澤孝道
- 38 〒807-0829 北九州市八幡西区星和町 [REDACTED]
債 権 者 白谷昌子
- 39 〒803-0855 北九州市小倉北区豊林町 [REDACTED]
債 権 者 中川慶三郎

40 〒807-0072 北九州市八幡西区上上津役 [REDACTED]
債 権 者 相原直文
41 〒846-0031 佐賀県多久市多久町 [REDACTED]
債 権 者 大崎淳子
42 〒877-0081 大分県日田市大字渡里 [REDACTED]
債 権 者 羽野和博
43 〒846-0011 佐賀県多久市東多久町 [REDACTED]
債 権 者 金ヶ江利文
44 〒840-0842 佐賀県佐賀市多布施 [REDACTED]
債 権 者 野方重夫
45 〒849-0917 佐賀県佐賀市高木瀬町 [REDACTED]
債 権 者 千住芳則
46 〒807-1111 北九州市八幡西区船越 [REDACTED]
債 権 者 森田 栄
47 〒813-0042 福岡市東区舞松原 [REDACTED]
債 権 者 近藤 昇
48 〒877-0111 大分県日田市天瀬町 [REDACTED]
債 権 者 峰原庸司
49 〒811-3114 福岡県古賀市舞の里 [REDACTED]
債 権 者 田中陸朗
50 〒811-4156 福岡県宗像市自由ヶ丘南 [REDACTED]
債 権 者 石丸島根
51 〒802-0981 北九州市小倉南区企救丘 [REDACTED]
債 権 者 帯刀卓見
52 〒802-0971 北九州市小倉南区守恒木町 [REDACTED]
債 権 者 株式会社ヤマキホーム
代表取締役 土川恵司
53 〒877-0111 大分県日田郡天瀬町 [REDACTED]
債 権 者 鮫島久美子
54 〒841-0013 佐賀県鳥栖市田代新町 [REDACTED]
債 権 者 西依 廣
55 〒811-1203 福岡県筑紫郡那珂川町片縄北 [REDACTED]
債 権 者 濱田照代
56 〒830-0049 福岡県久留米市大石町 [REDACTED]
債 権 者 前田トシ子

当事者目録 (三)

債権者

番号

57 〒813-0044 福岡市東区千早 [REDACTED]

債 権 者

夙 忠爾

58 〒820-0202 福岡県嘉麻市山野 [REDACTED]

債 権 者

井上 善喜

59 〒822-1405 福岡県田川郡香春町 [REDACTED]

債 権 者

井上 傑

60 〒877-0056 大分県日田市大字高瀬 [REDACTED]

債 権 者

武内 憲一

当事者目録 (四)

〒810-0041 福岡市中央区大名二丁目 7 番 11 号齊藤ビル 3 階
(送達先) あおぞら法律事務所

電話 092-721-1425

FAX 092-721-1498

債権者ら 60 名代理人弁護士 前田 豊
同 弁護士 島村洋介

〒160-0023 大分県日田市天瀬町塚田 1589 番地の 1
債務者 株式会社中央農林
代表者代表取締役 植松謙二

物 件 目 錄 1 (源泉地)

- (一) 所在 大分県日田市天瀬町塚田字川井迫
地番 1586番2
地目 山林
地積 533平方メートル
- (二) 所在 大分県日田市天瀬町塚田字川井迫
地番 1588番4
地目 山林
地積 87平方メートル
- (三) 所在 大分県日田市天瀬町塚田字川井迫
地番 1588番5
地目 山林
地積 154平方メートル
- (四) 所在 大分県日田市天瀬町五馬市字木小倉
地番 3095番4
地目 鉱泉地
地積 477平方メートル
- (五) 所在 大分県日田市天瀬町五馬市字桃ノ木
地番 2938番4
地目 山林
地積 255平方メートル
- (六) 所在 大分県日田市天瀬町本城字黒岩
地番 645番2
地目 山林
地積 276平方メートル
- (七) 所在 大分県日田市天瀬町五馬市字山ノ下
地番 1987番1
地目 山林
地積 2474平方メートル

物 件 目 錄 2 (タンク室敷地)

- (1) 所在 大分県日田市天瀬町五馬市字舟石
 地番 2965番2
 地目 原野
 地積 214平方メートル
- (2) 所在 大分県日田市天瀬町塚田字川井迫
 地番 1586番5
 地目 山林
 地積 101平方メートル
- (3) 所在 大分県日田市天瀬町五馬市字木小倉
 地番 3095番3
 地目 宅地
 地積 43.67平方メートル
- (4) 所在 大分県日田市天瀬町五馬市字木小倉
 地番 3095番5
 地目 宅地
 地積 45.65平方メートル
- (5) 所在 大分県日田市天瀬町五馬市字木小倉
 地番 3089番27
 地目 山林
 地積 75平方メートル
- (6) 所在 大分県日田市天瀬町五馬市字桃ノ木
 地番 2938番5
 地目 山林
 地積 6.0平方メートル
- (7) 所在 大分県日田市天瀬町五馬市字舟石
 地番 2973番2
 地目 山林
 地積 165平方メートル

(8) 所在 大分県日田市天瀬町本城字黒岩
地番 6 4 3 番 3
地目 山林
地積 5 2 平方メートル

(9) 所在 大分県日田市天瀬町五馬市字山ノ下
地番 1 9 8 8 番 3
地目 山林
地積 4 0 平方メートル

物 件 目 錄 3 (本管切斷場所)

(1) 所在 大分県日田市天瀬町本城
地番 640番45
地目 山林
地積 110 m²

(2) 所在 大分県日田市天瀬町本城
地番 640番11
地目 山林
地積 119 m²

(3) 所在 大分県日田市天瀬町本城
地番 640番38
地目 山林
地積 156 m²